

## 告 示

### 埼玉県告示第八百一十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定による通知に係る保安林の所有者のうち次の者の所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を秩父市役所に掲示し、その要旨を次のとおり告示する。

令和二年七月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 所在が不明な者の氏名（又は名称）

新井梅太郎、新井左源太、新井萬喜太郎、新井泰之進、石原サク、石渡専一、井上秀郎、井上六三郎、今井金作、今井喜助、今井コウ、大沢芳三郎、大野榮一、大野恒三郎、岡尾菊子、加藤兼吉、神林喜代一、神林千代、黒田スミ、小泉喜助、小菅嘉市、小林平治、小林源吉、坂本誠一、桜井太傳治、佐野町兼三郎、寫崎儀太郎、寫崎殿煎、島崎葩治、關根藪之助、高橋辰五郎、西伊之助、西田庫之助、長谷川徳三郎、長谷川益吉、長谷川又之丞、浜中今吉、原島貞吉、原島三吉、原島滝次郎、原嶋平八、引間喜四郎、深田修嗣、堀口知十郎、町田熊吉、町田佐藏、町田定重、町田善吉、町田玉吉、町田徳治、町田ミツ、町田弥平、松田林藏、松田理平、三上徳太郎、三上猶次、三上倫、宮崎定右衛門、宮崎松三郎、山越梅雄、若野義久、若林藤蔵

#### 二 通知の要旨

イ 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

ロ 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、令和二年六月二十六日付埼玉県告示第六百九十九号（保安林の指定施業要件の変更予定）によること。